

公益社団法人群馬県環境資源創生協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、公益社団法人群馬県環境資源創生協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、産業廃棄物適正処理の推進に向けて排出業者並びに収集運搬及び処理事業者の経営の近代化、適正処理の推進等循環システムの形成構築に係わる調査研究、研修、普及啓発などの事業を行い、環境保全対策並びに廃棄物の処理及び再利用・再資源化等を推進し、もって国民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正化に関する情報収集・提供等普及事業
 - (2) 産業廃棄物処理適正化と円滑化に関する推進事業
 - (3) 産業廃棄物処理の適正化に関するマニフェスト頒布推進事業
 - (4) 産業廃棄物の適正化に関する調査・研究等事業
 - (5) 行政・関係機関・関係団体等の連携による普及啓発事業
 - (6) 関連事業者の経営改善指導に関する事業
 - (7) 優良化推進モデル関連等促進事業
 - (8) 循環型社会・環境保全型社会の形成構築に寄与する事業
 - (9) 処理業者・業界企業の資質研鑽に関する研修会・講習会等の開催事業
 - (10) 県環境保全保証基金の運用による生活環境並びに業界信頼性確保に関する事業
 - (11) 環境保全による生活環境の推進を図るための環境教育活動及び施設建設推進事業
 - (12) 関係行政機関の推進事業に係る受託事業
 - (13) その他公益目的を達成するために必要な事業
- 2 本協会は、前項に定める事業の他、公益目的事業の実施に必要とする財源を確保するため収益事業等を行うことができる。この場合において、公益法人認定法に規定する公益目的事業費率が50パーセント以上となるように配慮するものとする。
- 3 第1項の事業は、群馬県において行うものとする。

(事業実施のための実費徴収)

第4条の2 本協会は、前条第1項に規定する事業の実施に必要とする経費の一部を、正会員から第8条1項に定める負担金として徴収することができる。

(規律)

第5条 本協会は、総会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき、群馬県知事及び前橋市長、高崎市長の許可または指定を受けた産業廃棄物の処理又は再生を行う者（以下「処理業者」という。）並びに産業廃棄物排出事業者で、群馬県内に事業所等を有し、本協会の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

- ① 産業廃棄物の排出事業関連事業者等で本協会の目的に賛同して入会した者
- ② 前号に掲げる事業者で、群馬県外に事業所等を有し、本協会の目的に賛同して入会した者
- ③ 県外処理業取得者で群馬県処理業許可取得を有する者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、本協会が別に定める入会申込書を、会長に提出するものとする。

2 入会は、本協会の定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費等)

第8条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定めることにより入会金及び会費並びに負担金を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費等及び賛助会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 廃掃法に基づく許可若しくは指定の取消処分を受け、又は当該許可若しくは指定に係る事業を廃止したとき。
- (3) 会員が死亡し、又は破産したとき。
- (4) 会員である法人が破産若しくは解散したとき。
- (5) 正当な理由なく会費または賛助会費を2年以上滞納したとき。
- (6) 第11条の規定により、除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 本協会の事業を妨げたとき。
- (3) この定款又は規則に違反したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前条の規定により会員を除名しようときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えるなければならない。

3 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(届出)

第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は事業所の所在地を変更したとき。
- (2) 廃掃法に基づく許可又は指定に係る事業の内容を変更したとき。
- (3) 第9条第2号乃至第4号の規定に該当したとき。

第4章 総 会

(種別)

第14条 総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、定時総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わることができない。

(権限)

第16条 総会は、次の事項を決議する。ただし、第18条第4項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項については、当該総会に於いて決議をすることができない。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の金額又はその規程
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項を決議することができる。
- (1) 理事若しくは監事が当該総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
 - (2) 第18条第3項の規定により招集された総会において、本会の業務及び財産の状況を調査する者の選任

(開催)

第17条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。

- (1) 請求後、遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合

4 総会を招集するには、総会の日時、場所、目的である事項を総会の日の1週間前までに、正会員に書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない

正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第20条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第21条 総会に於ける議決権は、一正会員につき一個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、法令又はこの定款に別に定めのある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 議長は、決議に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) 合併契約の承認
- (7) 公益目的事業の全部廃止
- (8) 公益認定の取消し、合併による法人の消滅（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）に伴う公益目的取得財産残額の贈与
- (9) 清算する場合において有する残余財産の処分
- (10) 第51条に定める長期借入金に関する決議
- (11) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第23条 総会に出席できない正会員は、法令の定めにより、代理人によって議決権を行使し、又は書面により議決権を行使することができる。

2 前項の代理人に対する代理権の授与は、当該の正会員が総会ごとに行い、当該の正会員又は代理人は代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

3 本条第1項の書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、これを総会の日時の直前の業務時間の終了までに本協会に提出して行う。

4 前2項の規定により提出された代理権を証明する書面及び議決権行使書面は、総会の日から3箇月間本協会の主たる事務所に備え置き、本協会の執務時間内であれば正会員はいつでも閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第24条 総会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印する。

3 前項の議事録は、総会の日から10年間本協会の主たる事務所に備え置くこととし、本協会の業務時間内であれば正会員はいつでも閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(総会運営規則)

第25条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、総会において別に定める総会運営規則による。

第5章 役 員

(役員の定数)

第26条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事の定数は24名以上36名以内とする。
- (2) 監事は、会員外を含む3名以内とする。
- (3) 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長とする。

2 理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 第1項第3号の会長及び副会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 第2項の専務理事及び常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(理事の推薦)

第26条の2 理事の候補者として、各支部から支部長を含め2名を、本部から組織の有識者及び会員外より関係機関・関係団体等の学識者を含め12名以内を推薦することができる。

- 2 本部推薦者の選考は、理事会決裁により、選考委員会を設置して行うものとする。
- 3 選考委員会は、会長、副会長、組織・総務・企画運営委員長による三役にて選考の任にあたる。
- 4 本部からの推薦者は、理事会の承認を得て総会に推薦するものとする。

(役員の選任等)

第27条 理事は、総会において選任する。

- 2 監事は、総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1名以上は、当業界関係者以外の者から選任するものとする。
- 3 会長、副会長並びに専務理事、常務理事は理事会の決議により選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく登記事項証明書を添えその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(役員の構成の制限)

第28条 本協会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他次に掲げる特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

- (1) 当該親族関係を有する理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (2) 当該親族関係を有する理事の使用人及び使用人以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - (3) 前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
 - (4) 当該親族関係を有する理事及び前3号に掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法に規定する役員((イ)において「会社役員」という。)又は使用人である者
 - (イ) 当該親族関係を有する理事が会社役員となっている他の法人
 - (ロ) 当該親族関係を有する理事及び前3号に掲げる者並びにこれらの者と一定の関係にある法人を判定の基礎にした場合に法人税法上の同族会社に該当する他の法人
- 2 本協会の監事には、本協会の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む)及び本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

3 他の同一の団体の理事(公益法人を除く)又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又はかけたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を統括する。

5 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、事務局の業務を統括する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度の4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない他次の職務を行う。

(1) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。

(2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないこと。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならないこと。

(4) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、第39条に定める招集権者に対し、理事会の招集を請求することができる。

(5) 前号の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならないこと。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 その他の職務及び権限は、法令で定めるところによる。

(任期)

第31条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任は、総正会員の半数以上であって、総正会

員の議決権の4分の3以上の決議によらなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする時は、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第6章 名誉会長等

(名誉会長等)

第34条 本協会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、本協会に特に貢献のあった者を理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本協会の目的に理解を有し、特に産業廃棄物に関し見識の高い者を理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第7章 理事会

(構成)

第35条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事の職責及び役職の欠如に関する規程)

第36条 理事職は、会員より選任された組織の代表者として、常々の自覚・理念・自肅を念頭に組織の健全化、発展に寄与するものとする。

2 理事は、理事職の責務及び役職の欠如する次の行為をしてはならない。

- (1) 理事として理事会等の呼びかけに常時出席しない行為
- (2) 理事として、本部理事会議事報告及び本部通達(要請)を支部会員に事務連絡を欠如する行為
- (3) 理事として、本部承認を得ず自己判断等自己本位の身勝手な行動を犯す行為
- (4) 理事として組織に著しい損傷損害等を犯す違法な行為
- (5) その他理事職として組織の事業趣旨に反する行為

3 前項の規定に反する理事に対し、会長、副会長、組織・総務・企画運営委員長の三役より理事会の決議を経て、当該者に対し、注意・勧告をすることができる。

(权限)

第37条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(議決事項)

第38条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集等)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 各理事は、会長に対し理事会の目的である 事項を示して招集を請求することができる。

この場合、請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、監事は、第30条1項5号の規定に基づき理事会を招集することができる。

5 会長は、理事会の日の5日前までに、各理事及び監事に対して会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときはこの限りではない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

(支部)

第47条 本協会に、総会の定めるところにより、群馬県内の必要な地域拠点として支部を置くことができる。

2 支部の組織、構成及び運営に関して本部事業会計統一化による必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 資産及び会計

(財産の種別)

第48条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 負担金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入
- (7) 財産目録に記載された財産

(財産の管理)

第49条 財産は会長が管理し、その方法は、総会において別に定める。

(経費の支弁)

第50条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(長期借入金)

第51条 本協会が資金の借り入れ（その会計年度の収入をもって償還する短期の借り入れを除く）をしようとするときは、総会の決議を経るものとする。

(事業年度)

第52条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第53条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに群馬県知事に提出しなければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第54条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号の種類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受なければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の財産目録等は、毎事業年度の経過後3箇月以内に群馬県知事に提出しなければ

ならない。

- 3 本会は、第1項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 第33条に定める役員の報酬等の支給に関する規定を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則等)

第55条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

- 2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程による。

(公益目的取得財産残額の算定)

第56条 会長は、法令の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第54条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 環境保全保証基金

(基金)

第57条 本協会は、環境保全保証基金（以下「保証基金」という。）として、会員の負担金その他保証基金の趣旨に賛同する者の拠出及び県等の補助金をもって造成する。

(「官報」損金算入特例指示告示)

第58条 本基金造成に当たっては、平成2年12月20日付け官報第534号の「大蔵省告示第213号」を受けて造成されたものである。

(事業の実施)

- 第59条 本協会は、保証基金の目的を達成するために次の事業を行うものとする。
- 一 不法投棄された産業廃棄物で、原因者を特定できない場合又は原因者に撤去能力がない場合で、環境保全上必要があると認められるものの撤去
 - 二 産業廃棄物の処理施設の設置及び運営に伴う不測の事故等において発生する諸問題に対する保証並びに最終処分場における埋立処分終了後の措置の保証

(处分等)

第60条 保証基金は、原則として処分し又は担保に供することができない。

- 2 本協会は、保証基金を処分し、担保に供し又は廃止しようとするときは、群馬県知事の承認を受けるものとする。

第11章 環境教育活動及び学習施設建設推進

(環境教育活動及び施設)

第61条 本協会は国民の健全な生活環境の保全を図るため、環境教育社会の構築を目指して、環境教育活動の推進、及び、幼稚期から、小・中・高校学生に至る基本統一教育ならびに大人・学識経験者など、一同が会して環境に関する学習・研修・総合相談管理など多目的常設会場として環境教育会館の建設、併せて自然環境に関する交通アクセスの利便性を考慮し、広域性のある催し場・環境関連機器の展示、生活関連の農林水

產生鮮物等の加工品展示、環境啓発イベント会場施設の建設事業の推進を図る。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の4分の3以上の決議により変更することができる。

2 次に掲げる変更をするときは、法令の定めに基づき群馬県知事の認定を受けなければならない。

(1) 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）

(2) 公益目的事業の種類又は内容の変更

(3) 収益事業等の内容の変更

3 前項に掲げる変更の他、軽微な変更等があったときは、法令の定めに基づき遅滞なく群馬県知事に届け出なければならない。

(解散)

第63条 本協会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の4分の3以上の決議による他、法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第64条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第65条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 委員会

(委員会)

第66条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員の選任は、会長、副会長、組織・総務・企画運営委員長の三役にはかり、理事会の承認により、会長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 事務局員及び職員

(事務局)

第67条 本協会の事務を処理するため、本協会に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が任免する。

4 職員は、事務局長の意見を徴して、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第68条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 総会における議決権代理行使の当該代理権を証明する書面
- (5) 総会における書面による議決権行使の当該議決権行使書面
- (6) 定款に規定する機関の議事に関する書類
- (7) 財産目録
- (8) 役員等の報酬等に関する規程
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) 事業報告書及び計算書類等
- (11) 監査報告書
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) その他法令及び定款で定める帳簿及び書類

第15章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第69条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第70条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第16章 公告の方法

(公告の方法)

第71条 本協会の公告は、本協会のホームページの「公開情報」に掲示する方法による。

第17章 補 則

(委任)

第72条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、定款第52条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1. 変更後の定款は、平成29年8月1日から施行する。
2. 変更後の定款は、令和5年6月12日から施行する。